

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 6 月 11 日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 上谷 修

○ 第 2 号

1 工事概要

- (1) 工事名 平成 30 年度佐伯港（女島地区）岸壁上部工事
- (2) 工事場所 大分県佐伯市東浜地先
- (3) 工事内容 上部工 床版製作・据付 約 70 個ほか 1 式、
付属工 1 式、舗装工 1 式、構造物撤去工 1 式
- (4) 工期 平成 31 年 3 月 22 日まで。
- (5) 本工事は、施工計画等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I 型）（標準型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。
若手主任（監理）技術者は、昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者とする。
- (7) 本工事は、配置予定現場従事者（船団長又は潜水作業指揮者、鉄筋工又は型枠工）に当局が指定する資格保有者を配置する場合、加算点を付与する、担い手の育成・確保型（配置予定現場従事者）総合評価落札方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。（総合評価落札方式の提案範囲を除く。）
- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (10) 本工事においては、競争参加申請書（以下「申請書」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (11) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (12) 本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。
- (13) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行うことを選択できる「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本工事で受注者が「総価契約単価合意方式」を選択した場合、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
- (14) 本工事は、入札書及び技術資料等を同時に提出し入札手続きを行う試行工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格のB等級の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成15年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること（経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が同種工事の施工実績を有すること。）。

同種工事は次のとおりとする。

- ・防波堤、岸壁（物揚場含む）、護岸、離岸堤又は突堤におけるプレキャスト部材据付工事

なお、当該施工実績が地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成25年3月29日

付け国港技第112号)第5条第2項に規定する工事成績評点表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

- (5) 施工計画(施工上配慮すべき事項)が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

また、本工事で申請できる配置予定技術者は1名とする。

- 1) 1級若しくは2級の土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 単体有資格業者又は経常建設共同企業体の構成員のうち1社にあっては、平成15年度以降に、次の同種工事の元請としての施工経験を有する者であること。

同種工事は次のとおりとする。

- ・防波堤、岸壁(物揚場含む)、護岸、離岸堤又は突堤におけるプレキャスト部材据付工事

なお、当該施工経験が地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 配置予定の主任(監理)技術者の他に技術指導者(現場代理人又は担当技術者として配置)を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる1)から3)全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

また、本工事で申請できる技術指導者は1名とする。

- 1) (6)に掲げる主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。

2) 他の工事に技術者として従事していないものであること。

3) 専任で配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、(6)に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 九州地方整備局が発注した港湾土木工事のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（入札説明書参照）
- (12) 大分県内に建設業法に基づく本店（本社）を有していること。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 九州地方整備局が発注した港湾土木工事において、低入札価格調査制度に抵触し、現在他工事の入札参加を制限されている者でないこと。
- (15) 3(3)2)の加算点の合計が0点未満でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び施工体制、企業の施工能力、配置予定技術者（技術指導者）の能力、地域貢献等、事故及び不誠実な行為に対する評価をもって入札を行い、3(2)の要件に該当する者のうち、3(3)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、3(4)による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者

のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 評価対象要件

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

1) 標準点

競争参加資格を満たす者に標準点 100 点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

評価項目は次のイ)からハ)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、施工体制評価点の合計は最大で 30 点とし、加算点の合計は最大で 40 点とする。

イ) 施工体制

ロ) 企業の施工能力

ハ) 配置予定技術者（技術指導者）の能力

ニ) 地域貢献等

ホ) 事故及び不誠実な行為に対する評価

- (4) 3 (1)において、評価値の最も高い者が 2 人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(5) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

施工計画（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

(6) 評価の担保

- 1) 申請時の評価項目のうち、受注者の責により加算点の対象となった評価項目が履行できなかった場合、不履行となった評価項目毎に、提案に対して付与した加算点に応じて最大 5 点の請負工事成績評定の減点を行う。（入札説明書参照）
- 2) 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情により設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒 8 7 4 - 0 9 1 9 別府市石垣東 1 0 - 3 - 1 5

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所 品質管理課

電話0977-21-0171

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスより交付する。

交付期間は平成30年6月11日から平成30年7月24日

(最終日は16時00分まで)。

入札情報サービスホームページアドレス

<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

2) 1)に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上

記(1)の担当部局において交付するので、事前に電話連絡すること。

交付期間は上記1)と同じ。

(3) 申請書の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は申請書を平成30年6月25日(月)16時00分までに、

上記4(1)に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾

を得て紙入札とする場合は持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書

留郵便と同等のものに限る。)により行うこと。

(4) 競争参加申請に伴う技術資料及び入札書の提出期間、場所及び方法

上記(3)の申請を行った者は次のイ)、ロ)によりそれぞれ提出すること。

イ) 競争参加申請に伴う技術資料

提出期間 平成30年7月19日から平成30年7月31日

(最終日は16時00分まで)

提出場所 上記4(1)に同じ

提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所品質管理課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

ロ) 入札書

提出期間 平成30年7月19日から平成30年7月31日

(最終日は16時00分まで)

提出場所 上記4(1)に同じ

提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所品質管理課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

(5) 開札の日時及び場所

開札は、平成 30 年 8 月 30 日 10 時 00 分 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所入札室にて行う。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書等の差替えは認められない。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (6) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報の入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記 4 (3) 及び (4) により申請書、入札書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。